

長野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の円滑かつ適切な運営及び公正・中立性の確保に関し、必要な事項を調査及び協議するため、長野市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等の承認に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員の確保について必要な調整を行う事
- (4) 地域包括ケアに関する事
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会及び歯科医師会の代表者
- (2) 介護予防に関する職能団体の代表者
- (3) 介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) 社会福祉保健関係団体の代表者
- (6) 権利擁護、地域ケアなどに関する学識経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、3年とする。再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会は、任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 協議会の庶務は、保健福祉部介護保険課が行う。

(補則)

第 9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成17年9月29日長野市告示第660号)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。